

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 9 年度
計画変更年度	平成 2 9 年度
計画主体	七尾市 (代表) ・中能登町

七尾鹿島鳥獣被害防止計画

<連絡先>

七尾市

担 当 部 署 名 七尾市産業部農林水産課
所 在 地 七尾市袖ヶ江町イ部 2 5 番地
電 話 番 号 0 7 6 7 - 5 3 - 8 4 2 2
F A X 番 号 0 7 6 7 - 5 2 - 7 7 6 5
メールアドレス nourin@city.nanao.lg.jp

中能登町

担 当 部 署 名 中能登町農林課
所 在 地 中能登町井田 4 部 1 番地 1
電 話 番 号 0 7 6 7 - 7 6 - 2 4 3 4
F A X 番 号 0 7 6 7 - 7 6 - 1 2 3 9
メールアドレス nourin@town.nakanoto.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、アライグマ、ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	七尾市・中能登町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 9.68ha 被害金額 8,316千円
ツキノワグマ	果樹・林業	被害なし
カラス	水稲	被害なし
ハクビシン	野菜・果樹等	家庭菜園等で被害あり
アライグマ	野菜・果樹等	被害なし
ニホンザル	野菜・果樹等	家庭菜園等で被害あり
ニホンジカ	農林業作物全般	被害なし

(2) 被害の傾向

<p>1. イノシシ</p> <p>水稲については7月から9月にかけての食害や踏み倒しのほか、刈り取り後から春先にかけて圃場や畦畔の掘り起こし被害がある。また、圃場や畦畔のほか、水路などの生産基盤への被害が年々多くなってきている。</p> <p>また、昼夜問わず餌を求めて民家近くまで出没しているほか、一般車両との接触事故も増加している。</p> <p>2. ツキノワグマ</p> <p>平成28年度は農作物や人的被害は無かったものの、郊外住宅地周辺での目撃情報が多く、今後は農作物被害や住民への人身被害が懸念される。</p> <p>3. カラス</p> <p>これまで実施してきた有害鳥獣捕獲により、農作物被害は発生していないものの、今後も継続して被害防止に努める。</p> <p>4. ハクビシン・アライグマ</p> <p>農作物の被害は確認されていないものの、一部家庭菜園などで被害が発生しているほか、家屋への住み着きなどで住民からの通報が増えている。</p> <p>5. ニホンザル</p> <p>農作物の被害は確認されていないものの、崎山から北大呑及び能登島に生息を確認して</p>
--

おり、近年、住民からの目撃情報が増加しているほか、中能登町でも目撃が確認されている。今後は農作物被害や住宅への侵入・人身被害等が懸念される。

6. ニホンジカ

現在、ニホンジカによる被害は報告はされていないが、七尾市及び中能登町の林地や周辺耕地などでニホンジカが目撃されている。また、隣接する市町においてもニホンジカが目撃や捕獲が行われていることから、今後は水稻の踏み荒らしや野菜等の食害が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値（平成28年度）	目標値（平成31年度）
イノシシ ・ 水稻 被害面積 被害金額	9.68ha 8,316千円	6.7ha 5,800千円
ツキノワグマ	農作物等の被害なし	現状の維持
カラス	農作物等の被害なし	現状の維持
ハクビシン	農作物等の被害なし	現状の維持
アライグマ	農作物等の被害なし	現状の維持
ニホンザル	農作物等の被害なし	現状の維持
ニホンジカ	農作物等の被害なし	現状の維持

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>○市町と猟友会及び協議会が連携し、有害鳥獣の捕獲を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器による捕獲（カラス） ・ 捕獲檻の設置（イノシシ） H21(5基) H22(16基) H23(24基) H25(1基) H26(16基) H27(23基) H28(6基) 計101基 <p>○ツキノワグマにおいては個体数調整を実施してきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個体数調整による捕獲（ツキノワグマ） <p>○市町においては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲隊への捕獲奨励金 ・ 狩猟免許取得費用の一部補助 	<p>○イノシシの生息エリア拡大に伴い、被害にあう農地が増加してきた。そのため、新たに箱ワナを設置する集落では、捕獲隊員の育成が必要なほか、檻による捕獲技術講習やイノシシ肉の利活用などの講習会を行う必要がある。</p>

護 柵 の 設 置 等 に 関 す る 取 組	<p>○対策事業により電気柵の整備を進めているが集落への要望には応えていない状況である。</p> <p>○電気柵の整備については、協議会で資機材一式を購入し設置は地元農家が行い管理している。</p> <p>○新たに柵を設置した集落に対し適切な設置方法や管理方法などの研修会を開催している。</p> <p>○電気柵整備距離</p> <p>H22 (5km) H23 (21km) H24 (131km)</p> <p>H25 (76Km) H26 (66Km) H27 (19km)</p> <p>H28 (40km) 計358km</p>	<p>○電気柵の設置は、被害集落からの要望により設置しているが、生息地域の拡大で電気柵未設置の水田に被害が及んでいる。</p> <p>○耐用年数の過ぎた電気柵の更新など対応を検討する必要がある。</p>
--	--	---

(5) 今後の取組方針

<p>(1) イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止研修会による捕獲隊員の育成（ツキノワグマ） ・鳥獣を捕獲する担い手の確保 ・定期的なパトロールによる生息状況と出没状況の把握と情報提供 ・生態と被害防止技術の普及啓発 ・「箱ワナ」での捕獲による農作物及び人身被害防止（イノシシ・ニホンジカ） ・緊急的な出没に対して捕獲による人身被害の防止（ツキノワグマ） <p>(2) カラス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なパトロールによる生息と出没状況の把握と情報提供 ・銃器等での捕獲による農作物への被害の防止 ・箱ワナによる捕獲 <p>(3) ハクビシン・アライグマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息場所となっている地域での、早期確認及び捕獲 ・ハクビシン・アライグマの被害及び習性についての啓発 <p>(4) ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生息場所となっている地域での早期の確認及び捕獲 ・サルの習性についての地域への啓発
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>市町により編成された有害鳥獣捕獲隊により実施する。</p> <p>また、市町及び猟友会と連携を密にし、捕獲隊員の確保と捕獲技術の向上に努める。</p> <p>ツキノワグマについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数調整捕獲を進める。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
29年度	イノシシ 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。
30年度	イノシシ 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。
31年度	イノシシ 中獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>(1) イノシシ</p> <p>平成27年度の有害捕獲数は286頭であるが、29年1月末で708頭が捕獲されており、個体数は急激に増加していることから、農作物等の被害増加が懸念される。このため、捕獲計画数を3年間で目標1,400頭とする。</p> <p>(2) カラス</p> <p>山間部から市街地にかけて広範囲に渡り出没しているため、従来の銃器による駆除方法では難しい面がある。そのため、積極的かつ継続的に捕獲を行っていくため檻による捕獲を行う。このため、捕獲計画数を3年間で700羽とする。</p> <p>(3) ハクビシン・アライグマ</p> <p>ハクビシンやアライグマによる被害は家庭菜園及び住宅への進入被害が増えており、生息数は増加していると思われるので捕獲計画数をハクビシン100頭、アライグマ5頭とする。</p> <p>(4) ニホンザル</p> <p>崎山半島周辺地域や能登島において、今後人的被害が拡大する恐れがあることから、捕獲頭計画数を5頭とする。</p> <p>(5) ニホンジカ</p> <p>崎山半島並びに石動山、能登島周辺において目撃が報告されているほか、中島などの林地などでも目撃がある。今後、水稻や野菜などの農林業作物被害のほか、人的被害も発生する恐れがあることから、捕獲計画頭数を10頭とする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	1,100頭	1,300頭	1,400頭
カラス	500羽	600羽	700羽
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	0頭	10頭	10頭

捕獲等の取組内容
農作物の被害は季節により違うため、有害捕獲を行うに当たり、捕獲に効果的な実施時期及び猟具（檻・銃器）により実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	電気柵 L=74,200m (新設)	電気柵 L=100,000m (新設)	電気柵 L=110,000m (新設)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ	協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自らが自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
	クマ ニホンザル	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。

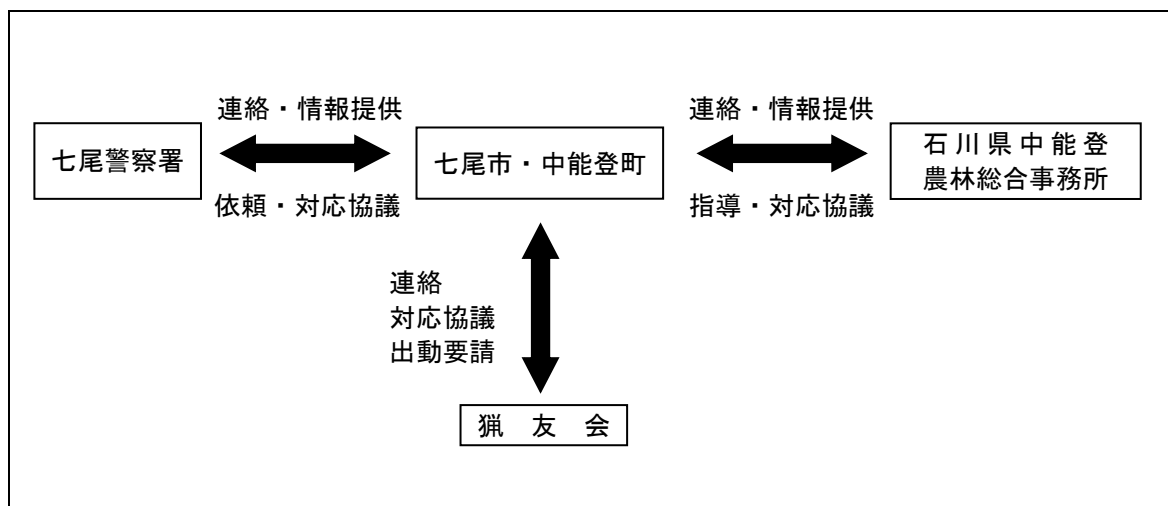
30年度	イノシシ	協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自らが自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
	クマ ニホンザル ニホンジカ	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。
31年度	イノシシ	協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自らが自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
	クマ ニホンザル ニホンジカ	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
七尾市産業部農林課鳥獣被害対策室	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の確認と猟友会など関係機関との連絡調整 住民の安全確保と情報提供
中能登町農林課	
石川県猟友会七尾鹿島支部	<ul style="list-style-type: none"> 有害鳥獣の捕獲及び巡回、警戒
七尾警察署	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の提供と捕獲の協力、巡回、警戒
石川県中能登農林総合事務所	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の提供と把握

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	七尾鹿島鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
七尾市産業部農林水産課鳥獣被害対策室	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
中能登町農林課	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
能登わかば農業協同組合	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
石川県農業共済組合	鳥獣被害関連の情報提供
石川県猟友会七尾鹿島支部	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
石川県中能登農林総合事務所	鳥獣被害関連の情報提供
石川県鳥獣保護員	鳥獣関連情報の提供及び鳥獣の保護に関する業務
七尾警察署	鳥獣被害関連の情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
北陸農政局	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供
石川県自然保護課	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言を行う。
石川県農業安全課	

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町職員により編成する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この他の鳥獣による被害が発生した場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は原則持ち帰ることとし、それが困難な場合は関係法令に基づき、適切に埋設処理する。

獣肉処理加工施設および焼却処理施設については、費用対効果や設置条件などを慎重に調査した上で、設置を検討していく。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシ等をできる限り食肉として利用するため、能登地区で平成27年度から稼働した近隣の羽咋市獣肉処理施設に、平成28年度は、七尾市21頭、中能登町30頭、計51頭のイノシシを搬入している。

当該施設では県主催で有害捕獲隊員向けの解体技術講習会等も年数回実施されており、当該協議会管内の有害捕獲隊員を積極的に参加させ、適切な処理方法や解体技術の習得を通して獣肉処理施設への搬入量や自家（地域）消費率の増加に努める。

また、JA・飲食店関係者等と連携し、イベント等でイノシシ肉の料理提供や消費者ニーズの把握といった取り組み等を行い、ジビエの普及を通して消費の増加を図る。

なお、平成28年には七尾市能登島で民営の獣肉処理施設が一か所稼働を始めたところであり、今後、精肉加工技術や商品開発といった点で羽咋市獣肉処理施設とも技術的な連携が図れるよう指導を行い、イノシシ肉の利活用を推進していく。